

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）**  
**〈 消毒に係る規定 〉**

※平成28年5月10日発行 『詳解 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 四訂版』 より抜粋

項目	根拠法令	内容
消毒の要件	感染症法第27条	感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要があると認めるとき
消毒の対象		感染症の患者がいる場所又はいた場所、感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所、その他感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所
実施主体		当該患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者を原則とする。当該場所を管理する者に消毒の能力がない場合や消毒を拒んだ場合など、当該場所を管理する者に消毒させることが適当でない場合には、都道府県知事は市町村に消毒をするよう指示し、又はその都道府県の職員に消毒させることができる。
費用負担	感染症法第63条 第1項 第4項	市町村長又は都道府県知事は、第二項の規定により消毒を行った場合は、その実費を当該場所を管理する者から徴収することができる。
消毒方法	感染症法施行規則 第14条	以下に掲げる基準に従い、消毒液を用いて行うものとする。 ①対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。 ②消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。